

**第1回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会
議事要旨(要約版)**

1 開催日時

令和7年6月11日(水) 午後7時00分～午後8時10分

2 開催場所

市役所 本庁舎5階 505会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	鈴木 裕介	明星大学 人文学部福祉実践学科
出席	山崎 直子	市民の代表
出席	藤田 美樹	市民の代表
出席	◎ 松村 昌治	あきる野市医師会
出席	澤田 章司	秋川歯科医師会
出席	○ 倉田 克治	あきる野市社会福祉協議会
出席	石村 八郎	あきる野市民生児童委員協議会
出席	吉村 幸子	あきる野市健康づくり市民推進委員会
出席	伊藤 元聡	あきる野市民間保育園園長会
出席	森田 康雄	あきる野市障がい者団体連絡協議会
出席	今 裕司	あきる野市介護事業者連絡協議会
出席	山口 幸男	あきる野市高齢者クラブ連合会
出席	平井 裕	西多摩地区保護司会あきる野分区
出席	岩井 淳	青梅公共職業安定所
欠席	早田 紀子	東京都西多摩保健所

◎:委員長 ○:副委員長

事務局:山田健康福祉部長、石山福祉総務課長、田中福祉総務係長

岡地福祉総務係主査、高木福祉総務係主任、小林保健福祉支援係長

傍聴者:なし

4 内容

- (1) 開会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 挨拶

- (4) 委員自己紹介
- (5) 委員長、副委員長選出
- (6) 報告事項
 - ① 地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について
 - ② 令和6年度地域保健福祉計画の評価の方法について
 - ③ 令和7年度から令和11年度の地域保健福祉計画について
 - ④ 包括的な支援体制の整備について
- (7) その他
- (8) 閉会

【資料】

会議次第

資料1 令和7年度 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

資料2 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱

資料3 計画の評価の方法(令和6年度分)

資料4-1 包括的な支援体制の整備について

資料4-2 相談対応の流れ

5 議事録(発言の主な内容)

- (1) 開会 福祉総務課長

- (2) 委嘱書交付

福祉総務課長

まず初めに、委員の皆様に、委嘱書の交付をさせていただきます。委嘱書の交付は市長からするべきところではありますが、本日、他の公務と重なり不在のため、山田健康福祉部長が代理で行わせていただきます。

(健康福祉部長より、委嘱書の交付)

- (3) 挨拶 健康福祉部長

- (4) 委員自己紹介

- (5) 委員長、副委員長選出

福祉総務課長

それでは、続きまして、次第の5、委員長、副委員長の選出でございます。「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱」の第7条第1項で、本委員会には、委員長

1人、副委員長1人の役員を置くこととされております。また、同条第2項で「役員は委員の中から互選する。」となっております。委員長、副委員長の選出にあたり、何かご意見はございますでしょうか。

(「事務局一任」の発言)

特にご意見がなければ、「事務局一任」のお声をいただきましたので、事務局案を提案させていただきます、ご承認をいただく形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局案を提案させていただきます。委員長を松村委員、副委員長を倉田委員にお願いしたいと思います。拍手をもって、ご承認をお願いいたします。

(拍手)

どうもありがとうございました。では、ご承認いただきましたので、委員長に松村委員、副委員長に倉田委員、ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長、副委員長にご挨拶をいただきたいと思います。

委員長

委員長に選出された松村です。皆様から教えていただくことも多いかと思いますが、頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長

副委員長になりました、倉田と申します。前回までも副委員長として参加して参りました。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

福祉総務課長

委員会設置要綱の第9条第2項で、「会議の議長は、委員長をもって充てる。」こととなっております。委員長が決まりましたので、ここからの議事進行につきましては、松村委員長にお願いしたいと思います。

(6) 報告事項

① 地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について

委員長

それでは、報告事項に入ります。はじめに、次第の(1)「地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について」です。事務局より説明願います。

福祉総務係長

事務局、福祉総務課福祉総務係長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

地域保健福祉計画は、あきる野市総合計画を基に、あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として策定されるもので、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画と位置づけております。

このため、社会福祉法の規定に基づき、あきる野市地域保健福祉計画を策定し、地域保健福祉を総合的に推進することを目的として、本策定・推進委員会を、設置しております。

資料 2 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱をご覧ください。

目的(要綱第1条)、委員会の設置目的は、あきる野市地域保健福祉計画の策定と推進です。

所掌事項(要綱第2条)、委員会の所掌事項は、次のとおりです。(1) 福祉計画の策定及び変更に関すること、(2) 福祉計画に基づく地域保健福祉の推進に関すること、(3) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること、(4) 社会福祉法人が計画する社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業に関すること、(5) その他地域保健福祉に関すること。

このうち、策定については、次期計画策定は令和11年度を予定しております。今期委員会の任期は令和7～8年度の2年間であることから、今期委員会において、令和6年度の計画の評価、及び7年度の計画の評価をお願いすることとなります。

なお、第2条所掌事項の(4)「社会福祉法人が計画する社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業に関すること。」について、少し説明いたします。

社会福祉法の改正により「社会福祉充実残額を有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業または地域公益事業等にその資金を再投下することが求められることとなった」ことに伴い、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要について住民その他の関係者の意見を聴かなければならないこと」とされており、中立公正かつ円滑な意見聴取が行える場である「地域協議会」の体制整備をする必要が生じました。

あきる野市としての体制整備を検討した結果、この委員会が、国の想定している構成員とおおむね同一であり、必要となる意見聴取の内容に対応できる会議体であることから、「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」の所掌事務として取り扱うこととしました。

任期(要綱第5条)、委員の任期は2年です。

会議(要綱第9条)、「委員会は委員長が招集する」となっており、次回の会議からは委員長の招集となります。また、「委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」、となっております。本日委員14人中13人の出席でございますので、成立しております。

説明は以上です。

委員長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。

(特になし)

ご質問、ご意見がなければ、次に(2)「令和6年度分地域保健福祉計画の評価の方法について」に移ります。

② 令和6年度地域保健福祉計画の評価の方法について

委員長

事務局より説明願います。

福祉総務係長

資料3をご覧ください。

こちらの資料のとおり、令和6年度分の「計画の評価」については、まだ紫色の冊子の方の計画書の実施期間となりますので、令和5年度と同様の評価を実施していきます。

紫色の計画書の48、49ページの計画の体系図にあるように、基本理念「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」のもと4つの基本目標を掲げ、それぞれに施策、施策の展開、と枝分かれし、それぞれの施策の展開のもとに84の取組を実施しています。

これらの担当課で取り組んでいる取組84個について、事務局において担当課に8月頃実施状況調査を行い、担当課の評価を得ます。

その後、担当課評価を集計し、「施策の展開」ごとに委員の客観的評価をしていただくため、郵送で評価表を送付いたします。9月を予定しておりますが、お忙しいことと存じますが、委員評価を記載して返送していただきたいと思います。

その後、委員の方々から返送していただいた評価を集計し、10月頃、第2回地域保健福祉計画策定推進委員会を開催し、委員会で委員会評価を決定するという流れで実施していきます。

こういった方法で得た評価から、課題を把握し、今後の推進の方向性等を委員会で検討し、委員会で決定した評価を、福祉サービス連携推進会議という庁内の健康福祉部及びこども家庭部で組織する会議等を活用し、各課に伝達することで、推進を図っていきます。なお、第2回会議には、こども家庭部長も出席させていただく予定です。

説明は以上です。

松村委員長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。

(特になし)

ご質問、ご意見がなければ、次に(3)「令和7年度から令和11年度の地域保健福祉計

画について」に移ります。

③ 令和7年度から令和11年度の地域保健福祉計画について

松村委員長

事務局より説明願います。

福祉総務係長

令和7年度から令和11年度の地域保健福祉計画について、説明いたします。

まず、計画の内容について説明をいたしますので、白い方の冊子、40ページをお開きください。令和7年度から11年度までを計画期間とするあきる野市地域保健福祉計画は、「みんなが支え合い、育ち合うまち」を基本理念として、基本目標1 ゆるやかに つながるまちをめざそう、基本目標2 誰ひとり 取り残さない まちをめざそう、これら2つの基本目標を設定し、施策を展開していくこととしました。

それでは、どのような施策を展開していくか、という点について、ご説明をいたします。42ページをご覧ください。本計画を推進するためには、市民一人ひとり、住民同士、市が一緒になって取り組む必要があることから、施策の展開では、「市民のみんなができること」として、市民一人ひとりが主体的に「できること」の例として、取り組んでもらいたいことや持っていたきたい意識についてまとめています。

また、「市が取り組むこと」として、市が実施する施策について、特に重要となる主な事業について記載しています。後半部分には、計画の推進のため連携が重要となる社会福祉協議会の事業を紹介しています。さらに、コラムとして取組の事例などを挙げています。このコラムの執筆にあたっては、各委員の皆様のご協力をいただきました。ありがとうございました。

45ページをご覧ください。施策(1)地域みんながつながる支援、施策の展開①地域で活動する人や団体への支援。ここでは、町内会・自治会、ふれあい福祉委員、健康づくり市民推進委員、高齢者クラブ、民生委員・児童委員など、多くの個人や団体が活動を展開していることについて、市民のみんなが地域活動に興味関心を持ち、活動に理解を深め、積極的に参加していくことを目指していきます。市は、それぞれの活動を支援し、活動しやすい体制づくりや、活動内容のPRをすることにより、市民の皆様の参加を積極的に促していきます。

次のページをご覧ください。施策の展開②災害時に助け合える地域づくり。ここでは、日頃から防災・減災の意識を持って準備しておくことや、隣近所との顔の見える関係づくりや防災意識の醸成、自主防災組織などの体制づくりについて、市は関係機関と連携して災害時の支援をし、地域全体の防災に対する力を強めていきます。

次のページをご覧ください。施策(2)つながるしくみづくりの推進、施策の展開①地域住民間の交流促進。ここでは、お互いに声を掛け合い、お互いの様子を気にかけること

や地域で実施されている様々な交流機会を通して、お互いに適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動を推進し、みんなで支え合う地域を目指します。市としては、様々な交流機会を支援し、参加者が増えるように、市の広報紙やホームページなどで周知をしていきます。

次のページをご覧ください。施策の展開②地域活動の中心となる担い手の確保・育成。ここでは、地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう周知啓発を図ることで、担い手を確保し育成するとともに、活動の活性化に向けて取り組みます。特に、町内会自治会、ボランティア活動などの役割について理解を深めることが重要だと考えています。

次のページをご覧ください。施策の展開③課題を抱える人もそうでない人も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり。市民の皆様が地域で実施されている地域イキイキ元気づくり事業や、だれでも食堂などに、年代などを問わず参加できるよう支援をすることで、地域の居場所づくりを推進します。

次のページをご覧ください。施策(3)つながりやすい環境の整備、施策の展開①誰もが暮らしやすい生活環境の形成。ここでは、公共施設や交通機関などのバリアフリー化や誰にでも使いやすいユニバーサルデザイン化を進めるとともに、公共交通の整備や移動支援が充実することで、暮らしやすい地域を目指します。

次のページをご覧ください。施策の展開②人権や福祉に対する意識の向上。様々な研修や出前講座などを通じて、家庭、学校、職場や地域社会において、一人ひとりが人権や共生社会に対する理解を深める意識を醸成し、助け合いの輪が広がる地域づくりを進めます。

続きまして 52 ページをご覧ください。基本目標2 誰ひとり 取り残さない まちをめざそう、施策(1)隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築について、施策の展開を4つ挙げています。

①対象者の属性を問わない相談支援の実施、②地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の整備、③課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援、④相談窓口の連携強化と支援の充実。これらの施策の展開については、今年度の組織改正で令和7年4月1日より新設された福祉総務課保健福祉支援係の小林係長から「報告事項(4)包括的な支援体制の整備について」で後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

続きまして、58 ページをご覧ください。施策(2)多様な支援の推進ということで、専門的に相談に対応できる相談体制を推進するため4つの施策の展開を設けています。

まず、施策の展開①生活困窮者に対する相談・支援等の充実。生活福祉課生活福祉係において、生活困窮者の自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援を通して、生活保護に至る前の生活全般にわたる困りごとなどの相談を受け、支援します。

次のページをご覧ください。施策の展開②住宅確保要配慮者等への支援の充実。都

市整備部住宅政策課において、令和6年度から居住相談窓口を設置し、居住に関する困りごとに対応するほか、相談者が抱える困りごとを把握し、各関係機関につなぎます。

次のページをご覧ください。施策の展開③成年後見制度の利用促進。この部分については、「成年後見制度利用促進計画」と位置づけ、市が取り組むことについて、より詳細に記載しています。高齢化の進行に伴い、認知症等により判断能力に不安を感じる高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行の促進や、親亡き後の対応、障がい者自身の高齢化等、今後さらに権利擁護を必要とする人の増加が見込まれます。

このことから、市では、社会福祉協議会に中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、権利擁護支援チームの支援、中核機関のコーディネート機能の強化などに取り組んでいきます。

次のページをご覧ください。施策の展開④再犯防止の推進。この部分については、「再犯防止推進計画」と位置づけ、市が取り組むことについて、より詳細に記載しています。国の集計によると、近年の刑法犯検挙者中の再犯者数は着実に減少していますが、初犯者が大幅に減少していることもあり、刑法犯により検挙された者の約半数は再犯者という状況が続いています。犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。このような状況から社会復帰することができず、再犯につながってしまう人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

このことから、市では、保護司の方々の意見をお聞きしながら、再犯の防止について、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進及び適切な相談支援、非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施、民間協力者の活動の促進、再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に取り組んでまいります。

以上、令和7年度からの計画についてご説明させていただきました。この計画の推進については、68ページにあるように、令和8年度の委員会において評価を実施する形となります。委員会において、施策の取組内容や事例の報告、計画の進捗状況の確認をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、包含している成年後見制度利用促進計画については、成年後見制度利用促進協議会という会議体で評価をいただき、その結果についてこの委員会でご報告させていただきます。再犯防止推進計画については、保護司の方々に評価についてご意見を伺った上で、この委員会でご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

委員長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。
(特になし)

ご質問、ご意見が(他に)なければ、次に(4)「包括的な支援体制の整備について」に移ります。

④ 包括的な支援体制の整備について

委員長

事務局より説明願います。

保健福祉支援係長

包括的な支援体制の整備について説明させていただきます、福祉総務課保健福祉支援係の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料4-1をご覧ください。包括的な支援体制とは、地域生活課題を解決するための支援体制で、「地域づくり」と「個別支援」を両輪で行うこととされています。地域保健福祉計画では、その個別支援の部分を、基本目標2を「誰ひとり取り残さないまちをめざそう」とし、各分野の制度では解決できない制度の狭間の課題や複合化・複雑化している課題に対応するために、隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築を施策としてあげております。

施策の展開①対象者の属性を問わない相談支援の実施では、高齢者、障がい者、子どもなどの既存の各分野の相談支援窓口が、相談者の属性を問わずに相談を受け止め、相談を断らない体制づくりを促進します。また、どこに相談すればよいか分からない、制度の狭間の課題を抱えている、などの相談は保健福祉支援係で受け止めます。

施策の展開②は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備として、社会的孤立・孤独、老老介護、ひきこもり、虐待、8050 世帯、ヤングケアラーダブルケアなどの複合化・複雑化した問題を抱える世帯について、地区担当保健師が課題をときほぐしたうえで支援の方向性を検討します。

施策の展開③は課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援で、潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に発見するために、地区担当保健師が支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中からニーズや課題を把握します。また、訪問を通して必要な支援が届いていない人や世帯と関わるために信頼関係を構築し、必要な支援を行います。

施策の展開④では、相談窓口の連携強化と支援の充実として、複数の相談窓口が関わって支援している場合、保健福祉支援係が中心となり、支援方針を共有し役割分担を調整するとともに、支援の進捗状況を管理します。

福祉総務課の保健福祉支援係は、今説明させていただいた、包括的な支援体制を整備するために今年度新設された係です。

資料4-1の裏面をご覧ください。健康福祉部に配属されていた保健師を福祉総務課に集約し、市内の地区を6つに分けてそれぞれに地区担当保健師を配属しています。

地域に心配な方がいるけどどこに相談したらよいか分からない、複雑な問題を抱えていそうな世帯がある、などありましたら保健福祉支援係にご相談いただけたらと思います。

資料4-2をご覧ください。市役所に相談にいらした方を庁内でどのように対応する課についてフローチャートにしています。相談にいらした方を3つのパターンに分けました。各福祉制度に則った手続きで、各窓口で対応するケース、福祉のサービスの案内でよいが相談者が精神的に不安定だったりして対応が難しいケース、どこに相談したらよいか分からなかったり抱えている課題が複合化・複雑化している、というケースの3つです。

ケースAは、高齢者肺炎球菌の予防接種のことで聞きたいことがあり、健康課の窓口に行きつらなご夫婦を例にあげています。健康課の窓口で、介護のサービスのことも相談したいと聞き取っており、高齢者支援課に引き継ぎをしています。相談したい内容を聞き取り、どこの部署で対応すればよいかははっきりしていますので、各課で対応しています。

ケースBは、障がい者支援課の窓口に行きつらな精神障害を持つ方が、窓口で不安定になった例をあげています。そのような場合には、地区担当保健師が、窓口と一緒に対応をさせていただきます。

ケースCは、生活福祉課にお金がないことを相談にきたものの、経済面だけでなく、一緒に住んでいる息子のことや知人が近所にいないなど、家庭内で様々な課題を抱えている例をあげました。そういった場合には、地区担当保健師が課題を整理し、利用可能な福祉のサービスを案内します。

ケースDは、ケースCの課題をとまどがしたところ、複数の関係機関での支援が必要だと判断し、関係機関と連携し役割分担をしながら支援の方向性を検討する場合です。新しく係ができて2か月経ちますが、すでに、様々な方の支援をさせていただいております。

委員の皆さまの周りでも何か心配な方や世帯がありましたら、ご相談いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

委員長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。

委員

資料4-1の裏面の、2 係の主な役割、②包括的な支援体制の整備に記載のある「8050世帯」について、一般的に言われている8050問題の、ひきこもりの50代の子どもを80代の親が年金収入などで支える構図のことを言っているのかと思いますが、80代の親を50代の子どもが支えている世帯のほうが一般的なイメージなので、「8050問題を抱えた世帯」と表記した方がよいのではないのでしょうか。

また、資料4-2で「精神障害を持つ」という表現がありますが、障害を持つという表現に納得がいきません。NHK などでも障がい「ある」という表記が使われており、この表現を

使ってほしいという思いがあります。障がいや疾病を患っている人が、社会生活を送る上などで障がいが起こる、つまりその人が存在する社会や環境に障がいがあるという意味合いになります。障害を持つという表現は、その人自身が障がいを抱えている、持っているという意味合いになります。このことから、個人的な意見にはなりますが、障害が「ある」と表現した方がいいのではないかと考えます。

保健福祉支援係長

ご意見ありがとうございます。資料4-1、4-2については、今後、いただいたご意見のとおり修正させていただきます。

(7) その他

委員長

7の「その他」ですが、何かございますでしょうか。

(事務局 挙手)

それでは、事務局から説明願います。

福祉総務係長

貴重なご意見をありがとうございました。

次回の策定・推進委員会につきましては、10月頃を予定しております。内容につきましては、令和6年度実施状況調査を元に令和6年度の委員会評価を作成することとなります。このため、近くなりましたら、開催通知と共に調査票を送付させていただきますので、委員個人の評価を記入していただき返送いただきますようお願いいたします。

また、令和7年度中の取組についてご報告できればと考えております。その際には、委員の皆様の団体等での取組などについて、お話しただけことがあればぜひお話しただけたらと思います。

委員長

他に何かございますか。特に何もなければ、以上を持ちまして、議事を終了いたします。それでは、司会へお返しいたします。

(8) 閉会

福祉総務課長

皆様、長時間、大変、お疲れ様でした。また、松村委員長に於かれましては、スムーズな議事進行、ありがとうございました。

説明にもありましたように、次回の本委員会の開催は、10月頃になります。

それでは、最後に、副委員長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

副委員長

長時間に渡り、お疲れ様でした。本日説明もありましたが、計画をよく読んでいただいて、議論していただけたらと思います。私は社会福祉協議会で事業に携わっていますが、地域での活動が重要であると感じます。委員の皆様におかれましても、ご自身の住んでいる地域の活動に注目していただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

福祉総務課長

それでは、以上を持ちまして、第1回 あきる野市 地域保健福祉計画策定・推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。